

昭和四十六年二月廿八日 史蹟めぐり資料（清生及夏曾根地区）

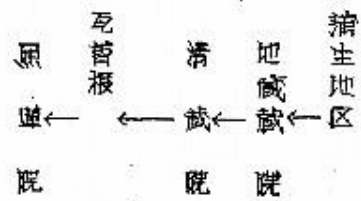
# 第廿八回史蹟めぐり資料

論主地区 清藏院地  
夏曾根村 照蓮院地

越谷市郷土研究会

# 第廿八回史跡めぐり資料

一、とま 昭和四十六年二月廿八日  
午前 九時 四十分 集合  
集合場所……越谷駅



一、会費 三百円也  
交通費・昼食代等

# 越谷市郷土研究会

## 資料 目次

○ 清生村	二頁			
新礼場	古歳瀬川	土橋	久伊豆神社	〃
神雨社	天神社	山王社	八幡社	〃
清蔵院	表門	鐘楼	〃	〃
光雨院	〃	〃	〃	三頁
地蔵院	〃	〃	〃	三頁
裏香斎に兵犯	〃	〃	〃	三頁
清蔵院井戸の巻の伝説	〃	〃	〃	三頁
西の大じん中野家	〃	〃	〃	四頁
清生地区の検地	〃	〃	〃	六頁
歌入	〃	〃	〃	七頁
金石文から見た清生	〃	〃	〃	七頁
○ 互替根村 照蔵院外	〃	〃	〃	一二頁
武田家廿四将と秋山家のこと	〃	〃	〃	一三頁
金石文に見る互替根16戸家考(左征門)	〃	〃	〃	一三頁
互替根沼井跡水記の釋略	〃	〃	〃	一六頁
豊秋寺免自林居士碑銘	〃	〃	〃	一七頁
閑達碑 桐葉村金の碑(永代賣地)	〃	〃	〃	一七頁
その他の特外	〃	〃	〃	三頁
				一九頁

◎ 史蹟

蒲生清藏院、此藏院

瓦曾根 照達院

○ 蒲生村

蒲生村は江戸より五里の行程なり。家数二百十と、東西十五町半、南北二十一町余。西隣は伊原郡、西は大田野村、北は忍野村、幸は新綾瀬川を隔て、是立敷金石門新田なり、田水は隣村の首領村の堀井より引用ゆ、御入國の後御料所なりしが、慶長年中村内を二分して、東の方を松平伊豆守に賜はり、其後天和年中畑田備中守に替へ賜ひしが、元禄の頃上りて御料所となれり、西分は園より御料なれば、分は村内一箇に御料の地となれり、横地は寛永四年伊那守に御料分取分を給し、西分は元禄十年酒井河内守改のり、其後宝曆十二年野村彦右衛門、川西若次郎等一併の檢束ありしが云う。当初に日比野中の住居あり、其の方定立敷金石門新田より、北の方瓦曾根村に隣り。

○ 高丸場 村の東にあり

山名 下茶屋 ここに一里塚あり、塚上に杉

樹を植へ、傍に愛宕社あり、

上茶屋 奉行地 白石、西、東

○ 古森瀬川 川中二箇段

新編武蔵風土記稿第十冊目

卷之二百五十一 一六八 下段二行目、一六九 上段と段、六九 下段段、十三行目より一七〇 下段

○ 新綾瀬川 川の西向を流る。川中十二箇より、

土塔、ニヶ所、一は新綾瀬川に架す長さ十一箇。

一は長さ六箇、是水堀に架せり。

○ 又伊豆神社 三宇

一は光明院橋にて村の狭守なり、永永年中の鎮座

と云ふ、一は清藏院持。一は村或の持なり。

○ 御用社 清藏院持下二社同じ

未仕 牛頭天王。

熊野三社、栴現、池邊神、稻荷

○ 天神社 ○ 稻荷社

○ 山王社 …… 池藏院の持下同じ 荒神社

○ 八幡社 …… 光明院の持 講丈天社 …… 村の持

清藏院

新築奥寺家 足立郡須利密藏院末、慈眼山と号す。

本寺は十一面観音なり、雨山稻穂夜耳を伝えず。

中興僧承智、明暦四年三月二十一日寂す。

志門 藤野子養の影のあり、古色に現ゆ。

三三三三の影りのありと云う。

鐘楼 鐘は元文四年の銘あり。 隆福堂、井天社

○ 光明院 同家別有村番願寺末、遊野山と号す。

本尊殊肥、阿山栄善寂年を伝えず。古に地室なりしに、この傳弘治二年に興立すと伝せり。

○ 地蔵院 可末、藤尾山と号す。本尊地蔵を安す。市井有波、享保十年示寂なり。

地蔵堂二字、一は六角堂にて地蔵像を置けり。

### 寝善者仁兵衛

今の石主を勤るに兵衛なるもの、曾祖にして宝暦九年十一月六日歿す。此者、享保年、駒東浪水と号す多くの窮民を救ひしにより、伊原半五郎門公へ聞へ上げ、白銀三枚を賜ふ。且先祖の所稱せしむること一疋一筋、短刀一腰、穿多國泉の銘あり、貞永ハカ一腰、氏名二尺三寸余、享保十年水阿弥の銘あり。以上の三品を傳す。

### 清蔵院山門の左甚五郎作の龜

大守兼主回遙海いに所往する、其百東智山派清蔵院は多から四百二十六年前（昭和廿五年延算）天文三年三月、人望藤原兼天重代足利將監十二代義晴の病代に創建されたものである。

寺傳そのものについで、縁起は詳かでないが、このお寺に民間伝説として伝えられている野狐と奇縁の話がある。それは寛永年間藤原家の崩壊、

日尤東照宮の造營について、飛騨の國の番匠たる一將軍家の命により召集されその技を施したと云われその往復の途次、たまたま飛騨の番匠が当山に一夜の宿を乞ひに来た。その請には心よく応じ厚遇した。その厚遇に番匠は衷心より感謝して何か御恩を表したいと申し出て、一夜の内に素材を用いて一頭の龜を彫り上げた。それを山門の額として掲げ、翌朝自分の技を誇示する事もなく歸つていつた。

ところが其後所伝の田舎の農作畑を荒す輩が出る云う噂が広まり誰の任業かと村人諸種談議した結果、この任業は人面ではない、何か怪物のなせむ業だと云うことになり、その正体を見んものと毎夜毎夜不寝を覚醒り夜を定めて見張りをさせた。ところが其夜お寺の山門の龜が夜女顔から抜け出して荒し廻つてゐることがわかつた。そこで村惣代が任取に山門の龜が出ないようにして其れと類み込んで承たのを任取は村人に命じて、龜の眼に釘を打ち込めし西殿をつぶさせた。そこで村人たちはこれによつて夜も安心して寝られると思つていた。

ところが今度には田畑の中に四半樽程の跡を付けて保物を荒し廻り及前にもまして村人たちは困りぬいた。そこで西殿の結業彼の龜を金網で囲をしたところその夜は止んだと云われている。後の山門の龜は村人達の手に取られ今でも藤原家の

て百名を庄五郎の作と云えられてゐる。

同寺の山門に古巻巻紙として掲げられてゐるが、その真疑の程は詳らかでない。

学理的な説では、彫刻そのものの出来は左五郎のものと云われる。左五郎と云う名称は史実としては其の右は死つていない。あれこれと推考するに左五郎は飛騨の國の番匠の代名詞的なもので、善將彼の地には技術のすぐれた建築家、彫刻家等が居たことは事實

### 農村蒲生の自治制の確立と西の大じん中野家

越谷市大字蒲生字西坂の中野家氏(越前教頭)宅を通縁「西の大じん」と呼んでゐる。「大じん」と呼ぶ語源を資料日本史を見ると、農民の陋習を表わす語であつて、農兵(百姓)は、大前、小前、水谷の三種にわかれ、大前は利殺入、小前は草分とか萩主とか曰われた土起を耕つ自營農民で即ち本百姓である。これは又書狩とか平百姓とも呼ばれた。水谷(水谷百姓)は前代以来の下作または下下作と畑畑を耕さない中作入である。これはこの頃名字、被官、百姓、家起その他各々の名で呼ばれた。総じて百姓もいくつもの階層に分かれて村内での家柄が重じられる風があつた時から当中野家は林殺入を祖當してゐた家柄であるため蒲生を東西に分け、「西の大前」と呼ばれたもので「前」の

であるらしいことからはみると、狂幕女行儀は別として日本東照宮造營の途次の一夜の宿は安当な事と認められる。何れ神祕を注むに至つた事は時の信仰の流れに復原して生まれを争だらうと思ふ。

現在 蕨のない民間伝説は、遠調女社会生活の中の奇譚として永久に残しておいた方がいい気がする。この辺で稱賛を終わることとする。

—越谷市の奇跡と伝説—一頁参照—

発音が次第に「じん」となまり「西の大じん」と呼ばれたのである。そこで当家に諸種御成金かけながら中野家の家系譜・検世關係の古文書、秘藏されてゐる古銭等々から蒲生村の自治制の確立されていつたよすがを知ることが出来る。最初に家系譜について述べる。……宇多天皇の外祖としての神野親王の十代孫中野五郎という人は(仁和三年宇多天皇御即位後親王末流を中野と号す)源賴家公に奉仕し、その近臣者の四天王の一人となつてゐる。

小玉夏次太前・ 丸全三郎・ 比企孫世郎。 中野五郎と名記してある。

その人より時代は下り、十八代の孫(中野五郎の)↓中野又兵衛なる人は、織田蒲生守春彦公に奉任して、

一五四八年天文十一年八月、三河小豆坂に於て、今川義元と信秀公との交戦の際、長鎗と本鎗として名声をばせたりである。

天文二十年、信秀公没後御嫡信長公に奉仕し教茂の戦乱に天面に立ち主君のために尽した。其後時代は下り天正十年六月二日、有名な用能寺は突然光秀謀反の軍兵に囲まれこれにて信長公を守護し、光秀の軍を連破すべく森前丸等と共に奮闘したるも衆寡敵せず、主君は切腹し火中の灰となり、又兵征自身も行を共にしたたのである。その三男、中野左近なる人は豊臣秀吉公に奉仕し、一五九〇年天正十八年、奥羽一掃鎮定のため陸羽建発の命を受け出陣中長途のため病を得て心ならずも河原曾根（互曾根）に止まり快愉トフとめしが一朝一夕に快方に至らずして岡々として七年間の歲月を過した。慶長二年秀吉公から出された組頭制で、組頭となり現住所に住するようになった。

この人は織田信長が藤原信長としはしば罵名を賦した藤原中史の藤原氏とは別根なく家系の權威を誇示する當時の一方方法として「中野左近藤原時種」と称した以後代々十二代の人まで、（明治五年没）藤原の姓を冠し称している。

当主はその直系十五代目として家系を継承されておられり。以上家系々譜でも推察できる様に天正から慶長間までの太閤検地に依つて当地の耕地面積戸数人口

等については調査出来たとしても、当村は当時村落と云うより自給自足の一集落として陸羽街道の端に点在する寒々とした形のものだったと想われる。そこで、この寒村の管理総制役としての人材として中野左近なる人が主着して既成田畑からの増収を計ると共に切添見村等の莊園的南庄をなし、大字蒲生の二ノを所得し村としての自治制を統治した事は疑う事の出来ぬ事実と想われる。

古文書 宝曆十一年一十二月一十三年、当地方の検地が名主中野赤三郎藤原義保（中野家大代）氏が案内役として実施されている。その検地に關する貴重なる検地帳及地引帳、用水等の検地總絵圖が保存されている。又これに關する日記帳等の古文書が数種あり、當時の利政の一端と郷村の統治の概況しれ情勢を知る好資料である。

「古口 鐵貨」 については、前王、龍虎新廟に掲載されし如く日本の貨幣は中國の制度を国情に應じて改めて実施したのがはじめで、只丹紀奈良朝初期となつてゐる。以後一〇世紀平安時代は銅の産出が減少し、その上鑄造技術は低下し、通貨通用に適切を欠くため実施後二世紀半にて鐵貨の流通は停止し、以後銀貨、又は明鏡として中國及び海外諸地域より導入して便宜通用してゐた。この便宜通用した貨幣の中に、唐の高祖帝（在位六一八—六二六） 六二一年（武德四年）に

壽運され、元通室（録文は周通元室と誤り）（一三五の  
 年前）が当家にある。その他「乾元通室」「唐代」「淳祐  
 元室（宋代）」「望泰通室」「崇通元室」「至道元室」  
 「太平通室」「薄化元室」「重熙通室」等と種  
 元代の「望元通室」「金代の「泰和通室」  
 明代の「洪武通室」「永泰通室」「宣徳通室」  
 隆通室」清代の「康熙通室」等が時代別に保存され  
 この中国の古銭の他、日本のものは九州實業島集始  
 末朝加治木地方で、中国鉄貨を模造した「漢武通室」  
 や天正時代に通條加治水鉄があり、これをまねた水戸

### 蒲生地区の検地

中野家の検地帳地

蒲生の検地は寛永四日（一六二七）三代将軍家光公  
 の時が最初となり、その当時の記録は保存され  
 ていない。天光明鏡の過去帳に検地を行った事を認め  
 ている。その後宝曆十一年（一七六一）後醍醐天皇代  
 千代家治の十一月十三日より十二月二十六日迄の間に  
 実施されている。（この記録が中野家に保存されてい  
 るので見逃されぬように）検地に用いた文紙は、  
 江戸時代に谷に編入とも早入とも云われ村勢地巻  
 石高を調べる事である。村の境界を設定しその法度を  
 測定し、一筆毎に田畑家数の区別、上中下の落付けで  
 碁位石高及反別を具体的に調査するもので封建領主に

試もある。この外「朝鮮通室」等約七十種百余家保  
 存されている事も、当村として最も勢力もあり、また  
 領主及び諸大名等との交渉の煩雑に甘され、村政を担  
 當した事と想う。

蒲生十二代 中野弥三郎藤原晴止氏は、幕末の混乱  
 期に於て論議救済及び幕府財政の救済等、新政府村治  
 政に対する救済及び補役等の為、私財をなげうって、  
 公に大なる力を施している様子である。

菟谷市の史蹟と伝説より

とりて検地は土地及農民を直接掌握する唯一の政策であつた。全郷は用らねないが中野の註園で実施した  
 事は検注帳で明らかである。只全町的に行つたのは、  
 「大岡の検地」豊臣秀吉が天下を統一してからの天正  
 （）天保年間のことの初まりである。

一 反 三六坂割を三〇の坂とし、六反三十を使用し  
 一 反 一畝とし（一五九〇）とあるが「一五九五年」  
 文禄四年まで大田密続が秀吉の死によつて関西及び  
 九州の一部で止まる。基準は一五九四年に定めて一畝  
 四方を一歩 三の歩を一畝 十畝を一反 十反を一町  
 上リ一五石、中リ一三石、下リ一石 下下は別定（八一石）

一人一俵で重税をさせた。徳川氏も慶長元祿の検地。秀吉の方法を踏襲したものと見られる。当地の主な者は伊余備後守忠次、大久保石見守長隆が検地で「備後検地、石見検地と称し、秀吉代のものと言核、後裔を新検と称す。後更に改め享保十一年（検地永目を制定）関東諸国及京都（大和）奥後後回、を限別に以前のま右様、以後を新検となす。備文、延宝の築地あり勘段奉行が検地奉行を任命し（部分的なものに鑑代や代官が当る）その下に「根付、竿取、繁内着」あるが開始前に不正行爲をしない誓約書を差出し、検地永目にしたがって行われた。

検地の種類 扇検地・廻検地・廻神番がある。

以下中畷（奉行一色安芸守、石谷備後守 小野田御行）

※ 瀬田地区では、E区分 廻 盛敷米代

上田	一畷	一石二斗	九斗	九斗
上下田	〃	一石一斗	八斗	八斗
中田	〃	一石	七斗	七斗
中下田	〃	九斗	六斗	六斗
下田	〃	八斗	五斗	五斗
下下田	〃	七斗	四斗	四斗
夏付田	〃	六斗	三斗	三斗
廻反別	一九と町五反三畷給五歩			
石高計	一八二九石大斗と斗			

廻神社私願持は別で税の対象とはならぬ

### 清田の歌人たち

○ 明治末期（）大正初期に於ける 清藤院  
 ○ を会場として 根村長昌門下（明治廿二年より十数年間子孫後成）月三回ほど定例集會し彼の歌を受けたと。

中野文香・浅見足穂・中尾春水・中尾春嶽 等の他  
 中尾乃より、南根金平・上倉南太郎・金子満太郎・眞勇英俊氏等

明治廿四年癸卯の心の声に被編……選をつとられてる  
 など地方的雅入の筆出はよ方こそべき事であらう。

### 金石文から見る清田

金石文 資料集より

○ 四九 遠拜記念歌碑 徳島院境内・又伊豆神社

五八 中尾善山の墓碑名 中尾善造氏邸内

六一 廻拜記念碑 清藤院境内

七四 中野後期歌碑 清田一丁目天神社境内

七八 用治天皇御植荷苑の廻碑銘 三軒屋園道傍

其の他 徳田方面は……主たるもの

庚申塔 八 真言 一 廻るべし

津田寺 一 不廻 三 神明 一

賽神 一 十三仏 一 〇石以外のもの

馬頭観音 一 普請供養 一 女し

○ 普門寺 一 廻田供養 二



〔註〕

番号は越谷市金石資料集の記名による。

四九 巡拝記念碑 所在地 蒲生徳藏院境内

高さ 一九五cm 巾 九五cm 厚 三〇cm

表面 伊勢大廟高山靈場参拝 明治廿二年八月

裏面 こゝかしこ 清き湖山を廻り来て

ちかふ心のしるひとませむ

南埼玉郡蒲生村大字蒲生

明治三十二年八月 金子匠四郎

五〇 巡拝記念碑 所在地 蒲生久伊豆神社境内

高さ 二一〇cm 巾七〇cm 厚 一五cm

表面 神社仏閣巡拝記念碑 中林彦彦書

裏面

余曾て屢々諸國の高山靈地を歴遊し致る処の神社  
佛閣悉く参拝し單に依りて願存せし社寺と異年月  
を爰に挙げる事となせり

一、慶應元年正月吾村を由程し武洲一之宮氷川神社  
に参拝しそれより伊勢参宮並ニ沿道の神社佛閣に  
願存せり (注三十三才)

一、明治十七年六月紀州高野山を始めとして西國各  
國扶父取東百八十八箇所並ニ沿道諸処の神社佛閣  
に参拝せり (五十二才)

一、同二十四年六月武洲一之宮氷川神社より北越の  
鶴山出羽三山奥州金華山其他奥羽地方の神社佛閣  
に参拝せり。(五十九才)

一 同二十五年三月紀州高野山を始めとして西國各沿  
道の神社佛閣に参拝せり。(六十才)

一 同二十六年六月室生大峯兩山を始めとして同日廿  
一日紀州高野山に登山し是日圓間参籠の上奥院御廟  
に於て修行得度し覺法英範の律秀を賜り歸途沿道  
の諸寺社に参拝せり。(六一才)

一 同二十七年三月 伊勢参宮へ五回目の参拝を遂げ  
それより東海道道の神社佛閣に願存せり(六二才)

一 同三十年五月 坂東三十三箇所常陸回鹿島並に下  
総回春取及沿道諸社寺に願存せり、就中下総回成  
田山には數回参拝せしを以て其年月挙げる事を期  
して今茲に記載せしまでを碑に録して聊か紀念に  
供せむとするす。(六五才)

明治三十四年辛丑十月建之 (六九才)

十二才 大旅泊右衛門

天保三十四年正月十五日壬午

五八 中尾巖山の墓碑銘

所在地 蒲生中尾参造氏邸

高さ 一六五cm 巾 一一〇cm 厚 二〇cm

(巖山先生墓碣銘)

巖山中尾先生碣銘

篆額 日本弘道会長正三位勳四等伯爵齋藤川達為

明治三十九年丙午夏五月二十七日、養山先生受享年七十、即二十九日、葬于新庄村、厚尾山、地蔵院之墓、四十五年壬子春二月、門弟子相繼、贈、祇、諱、不、初、微、銘、予、不、欲、知、非、其、任、然、幼、時、從、先、生、受、可、詭、被、親、愛、不、可、辨、因、叙、其、懷、祝、曰、先、生、諱、良、智、通、稼、穡、次、郎、後、受、宗、祝、養、山、其、

豫、閑、山、道、悅、君、諱、晉、良、子、也、城、果、以、天、保、八、年、丁、酉、秋、七、日、生、先、生、於、武、藏、國、足、立、郡、高、畑、村、資、性、溫、厚、幼、好、學、從、岩、瀬、中、尾、某、學、後、執、舞、太、田、錦、城、學、樹、漏、敷、不、好、兩、族、家、以、医、為、世、業、故、從、家、習、諸、術、究、去、方、安、政、四、耳、丁、巳、春、二、

月、中、尾、宗、庵、君、諱、清、風、請、為、嗣、以、女、配、焉、爾、來、聚、徒、繼、經、無、究、來、學、者、多、矣、先、主、謂、医、仁、術、也、然、不、明、方、伎、而、行、活、方、則、反、傷、人、命、不、仁、莫、大、焉、長、沙、之、術、不、可、不、慎、焉、中、江、

嚴、然、決、意、學、洋、方、於、青、藤、庵、齋、及、於、山、佛、知、而、鑽、數、耳、大、有、所、得、焉、是以、乞、治、者、請、教、者、益、眾、先、生、曰、益、神、智、足、於、精、學、精、學、熟、如、詩、書、春、秋、詩、書、經、傳、如、論、語、禮、儀、

道、義、在、於、友、友、必、稱、端、人、翰、賈、否、亦、足、非、特、尋、常、一、以、育、英、為、來、好、而、風、工、詩、賦、尤、長、近、年、抵、封、僻、路、回、往、以、起、

佑、單、之、聲、者、爽、先、生、之、化、也、先、生、初、人、疾、猶、已、病、獨、有、人、告、急、肩、隨、風、雨、大、雪、深、夜、背、膏、囊、流、淚、必、赴、之、用、意、周、到、能、立、奇、功、乞、治、或、有、不、謝、者、毫、不、介、意、是以、其、名、曰、高、其、

声、月、喙、嗚、呼、使、先、生、在、于、天、大、氣、曠、足、以、淚、而、徒、獨、踏、一、榻、不、得、以、予、望、欣、豈、可、不、嗚、焉、試、一、曰、表、大、飛、自、知、不、起、詠、面、雅、一、首、述、志、以、戒、後、事、願、之、門、弟子、端、坐、而、展、原、

夫、不、考、蓋、又、養、是、為、長、女、配、養、嗣、四、節、而、次、亦、祇、前、四、節、次、述、中、村、氏、銘、曰

回生想死 如晤兩可 方伎之妙 以壽風采  
教育子弟 三十餘秋 其志良化 世與医傳  
大正二廿十一月建 千葉東京醫術師會會長

空禪の世をすくいとして 遺 口 故 之 書  
教えおく この書の榮を 主唱高松孔健以下四君  
わするなよゆめ 普即宿中野弥三郎以下  
二十九名を刻む。

※ 主報と歿年(と)〇〇  
天保八廿(一八三七)  
明治廿九年(一九〇六)  
中野武次郎鑄 とある。

六一 巡拜記念歌碑 清紙院境内  
高さ 二四〇cm 巾 一〇〇cm 厚さ 一三cm  
表面 四圍八十八箇所外參拜所寫  
南端玉照彌生村大字彌生

裏面 岩附者 伏見直之助  
遊履 大正五年五月  
まごころをこめてはたらく人の身を  
神も似とけもまもりますなり

中尾山道悦  
中尾山道悦

上四 中野俊助歌碑

所在地 蒲生一丁目天神社境内

高さ 一三五〇 巾 四八〇 厚 七〇

表面 記念碑

春くはしき極の初ははいく春も

秋ひんがしの空にみつらむ 俊助

裏面

耕地整理事業所労働歌

中野政次郎以下廿三名を刻む

紀元二千六百二年二月十一日建立

(注 昭和十七年西一九四二年なり)

七八、明治天皇田植御覽の記念碑

所在地 蒲生三軒澤圃道傍

高さ 一六〇 巾 五〇 厚 六〇

表面 明治天皇田植御覽の記念碑

裏面

明治九年六月三日東北御遊幸の御当地に御車を止めさせられ田植を御覧覽ばされた處である。

昭和三十一年六月三日建立

観光司教育委員会

昭和十七年蒲生村に於て本敷地を制定

昭和十六年蒲生県史蹟保存の指定

石塔石仏年代順所在地 (蒲生地区分後群)

庚申塔

三三三 元禄一三二〇 青田舎南日月三様給衆

駒型 高さ 巾 厚

所在地 蒲生本町久保豆神社境内

四四 宝永四・十・十二 駒像 青田舎南 日月 三様

笠付型 一文〇 四〇 厚 三〇

所在地 蒲生三丁目一七路傍

四九 正徳元・九・吉 形像 青田舎南 日月 三様

奉供委殿中書給衆 為二廿安泰所八茶碗蒲生村

笠付型、一五〇 巾 三五 厚 二〇

所在地 蒲生邊海町 十三、二二

一三六 昭和四・八・三三 青田舎南 元禄十三結集日月三様

塔型駒型 文〇 巾 三〇 厚 二〇

所在地 蒲生一丁目又和豆境内

一九九 寛政一二年九月吉日 形像 青田舎南 天下兼受

厨土女像 駒型 五〇 巾 一五 厚 一〇

所在地 蒲生本町天神社境内

二五〇 文化七・八・寺・文時 青田舎南 日月 三様

駒型 七〇 巾 二五 厚 二〇

二五六 文化一〇・六・吉・文時 青田舎南 三様

是より大寺が 夏よりとし也

柱状型 九五 巾 四〇 厚 四〇

所在地 蒲生東町一踏傍

三〇八 慶應ニ、九吉。文字 庚申癸 日 日

駒型 一〇〇 三二〇 二〇〇  
所在地 齋庄一丁目久伊豆神社境内

塞神

九 不祥 塞神 柱状型 一二〇 一五〇 二五〇

所在地 齋庄愛宕一三、二八路傍

馬頭観音

二九 嘉永三年 彫像 馬頭観音 知延高生常性

鞍身 柱状型 五〇 二五〇 二〇〇

所在地 齋庄河内二路傍

普門岳

二 元文五、一、吉 彫像 (一仏) 奉供長普門岳

鏡形 彫型 一四〇 二〇〇 二〇〇

所在地 齋庄光照堂境内

真言

二、 元禄三年 文字 「奉智光明真言」 齋庄村

彫型 五〇 二五〇 一〇〇

所在地 齋庄愛宕神社境内

不働

三 享保十三、九二八、彫像 不働

是より大さびみ道

施主 江戸新泉物町齋中

特種型 二二〇 二〇〇 六〇

所在地 齋庄一丁目路傍

不働

五 寛保四年二、三、彫像 不働

これよりおおんご存。四望

特種型 一三〇 三九〇 三〇〇

所在地 齋庄愛宕神社境内

一五 安政四、正、吉 文字 「或田山」

是より八条へ巻望 旗山へ六望

柱状型 一八〇 二五〇 二五〇

所在地 齋庄愛宕神社境内

十三仏

二 宝曆九、九 文字 「奉供養十三仏礼拝百散

為二去守祭也 彫型 一〇〇 三〇〇 二〇〇

所在地 齋庄愛宕神社境内

不働

二八 不祥 大字 灰田山

石造、谷江一、左、右、戸新田江一、

柱状型 一五〇 三三〇 二八〇

所在地 齋庄一丁目路傍

普門岳

享保七、六、吉、彫像 是よりだいま、砂利道供養

江戸新泉物町齋中 大蔵仁兵衛

特種型 二五〇 二五〇 五〇

所在地 齋庄一丁目路傍

是より大さびみ道

施主 江戸新泉物町齋中

特種型 二二〇 二〇〇 六〇

所在地 齋庄一丁目路傍

回國供養 (結町廻國)

一 宝曆一〇・二・吉 彫像 一社 「奉願満秩父、

西國、阪東供養塔」天下泰平、國王安全

將殊型 一六五CM 四〇CM 三〇CM

所在地……………蒲生清養院境内

一二 明治廿六・四・「西國、西國、秩父、阪東、

新四回ハ十八箇所並拜供養塔

柱状型 二五〇CM 五〇CM 五〇CM

所在地……………蒲生光明院境内

◎ 互曾根村

新編武蔵風土記稿卷之  
二百五十五高玉郡之互曾根文

互曾根村は江戸より行程凡そ六里、民戸百五、東口

西方村、南は登戸村、西は越ヶ谷宿、北は山林林なり

東西へ凡そ八町、南北十町許、日光道申村内を貫く。

相伝う当村は古へ浅見大寺、須賀大炊介、同雅察之助

同玄馨、同將監などいへるもの来て開墾せしと云、御

打入の時より御料所にて、今も御代嘗支配す。検地は

前と同じく元禄の度組せり、其後寛延二年新田の検地

は吉田源之助、箱守勘右衛門等組せり。

注 前村とは登戸村をまじ、登戸は元禄十年酒井

河内守組せり。前の蒲生村も同じ。

神明

一 文政三、九、吉 文字 「神明宮」

塔型 祠型 五〇CM 二五CM 二〇CM

所在地……………蒲生西町二ノ四路傍

○ 蒲生 中道の数字は上〇CM 高き、中道〇CMは幅で

下の〇CMは厚さを現わし総じて塔の大きさを  
表示したものである。

○ 猿田彦、名号藤百留神月待、六十大部、出羽三山弁

財天 天神、弁天、牛頭天王山玉ハ藤原山神

妙見白山、金比羅溪南御嶽孫名その祖一塔を築し

同五  
百六十九段下段 十五行より  
百七十段下段 三合の二項

○ 高札場 村の中程に在り。

小名 本村 後谷、野尻 木々下 柳田 大田切

○ 元荒川 耐互曾根溜井、溜井は別に殺けしにはあ

らず、元荒川の流左右を村内にて穿ち溜げ申八給

商運、後之六百八十間、其中に壘を設けて水の差

引を直す。堰より下は又元荒川の流木延置し、後

穿ち溜げたる所は溜井のままなれば互曾根溜井と

唱へ入の知る所なり、これ即ち八條、谷吉田、湖

江、西葛西四ヶ領の用水にして、岩槻、越谷、新

方三ヶ領の懸水をもここに落せり、依前とて築組

合へり、此用水は萬治四年成りて本所と水まで、  
 礮領用水とせしが、後本所上水やみてより、礮  
 領のみの用水なりしを、享保三年伊奈半左衛門、  
 石川兵衛等築りて、惣田用水取懸の時、古利根川  
 の水を階林村にてせき分け、此溜井の貯水となし  
 今の如く四ヶ領の用水となせり。階林村の礮合  
 せ見るべし。

- 階林村の條（同卷之六、南五郎シハ）一と八頁
- 古利根川 階林村の東の方を流る、これを礮合と  
 階林郎との取にてこの川に葛籬御松伏、二廻半、  
 東葛面、上、割、下の割、葛籬西、幸子領、半高  
 足立願瀬江、谷吉田、及細中、八歳、新方、礮合  
 ハヶ領半組合の溜井あり、是を松伏溜井と云ふ。
- 当村と大吉村境にて一流を分てり、これ礮合の八  
 條、谷吉田、瀬江、西葛面四ヶ領の用水にて、是  
 を西葛西用水礮と云ふ。云々…
- 河岸場

元荒川にあり、安永四年村民等願して運上の河  
 岸場とせせり、このより江戸まで船路九里餘

- 稲荷社 村の後寺なり、願運院の禊
- 赤社に水神、泡齋神
- 辨天社 后寺の禊なり
- 天神社 最勝院の禊
- 照蓮 廣……新義真言宗、萬部家合村命蓮院

夫、蓮氏山經濟寺と講す。御法印五石は、天正十九  
 年より賜はれり、本尊談笑寺安寺

- 鐘樓……寛延二年鐘造の鐘を懸く
- 大跡堂
- 最勝院 前寺の未せり、本尊正觀音を安せり
- 大龍藏 初羅行人派の修験にて江戸日本橋仙壽院  
 の配下、本尊は不動を安置せり。
- 寶珠院……山崎院、下慈圓誓師部築比世村城宝院  
 配下、是も不動を本尊とせり
- 觀音堂……最勝院の禊、正觀音を安す

### 旧家者 彦九衛門

一と〇頁下段

代々名主をせむ、中村彦九衛門一榮が子孫にして、  
 先祖一榮東照宮より賜りし由、信國の短刀を藏せり。  
 卷に「家老日記慶長五年六月廿六日沼津城に於て、中  
 村彦九衛門兩儀殿を誅す、大久保総奉行忠隣、本多庄  
 源守正毛等、此賦以迎へ奉て大神君に謁す、此日三喝  
 に希とあり、此時信國の太刀を賜ひしに也、又「武  
 徳壽三年」には慶長六年六月廿六日、中村式部以輔一  
 氏が前参左衛門一榮が沼澤の城に入、御進食を誅す、  
 別格詞の賜差を与へられ云々とあり、慶長六年は恐ら  
 く後天五年なるべく、短刀を藏する事及家に伝わる所  
 且此録に載せたる河津原は相類したれど外に証とすべ

まことはなく、しかのみならず、中村を氏とするもの  
 も此のみに非らざれば、いかにあらん、兎に角系譜  
 を述べざれば是かなるを知らず、今の彦左丸門よりし  
 右の相模工門の時、当村に土着せる由、今の彦左工  
 門越谷餅米買上げの御用を勤め、其事に力を盡せしか  
 ば、天明年中藩力は其身一代、苗字は永く御免、且月  
 俸一口を賜ひしに、其後も御用怠らざりしかば寛政年  
 申五口を贈し賜ひしより、今に天口を賜ひり、祖父彦  
 左工門も奇將の所歴さまさまありしと云々……

### 武田家廿四將權山伯耆守之秋山家

〔注〕種(マキ)秋の原(宇)藤(宇)平(宇)孫(宇)河(宇)



有名な川中島の主人公信玄は、信光の十二代の孫で、  
 父は信虎、

武田家は代々甲斐の官を領していた。信玄は元龜三  
 年十月、京都進出の一端として三万の大軍を引き以て  
 進軍した。その途とて、織田信長・徳川家康の連合軍  
 と三方原で相対する事になり、激戦の後果を打破  
 り更に進軍をはかつたが、天正元年に織田方より龍和  
 が打ち出されたが信玄受け付けず、そのまゝ、武田對織  
 田對峙する事になったが、その年の四月、信玄は惜く  
 も陣中で亡くなった。

其後一応戦の危機は去つたが、見えたが天正三年に  
 再び武田對織田徳川連合軍が激しい戦(長篠の戦)が  
 あつた。この時武田方は惨敗を喫し、母軍は此の  
 戦を「馬と鉄砲の勝負であると言つてゐる。 ※へ

清和天皇より五代、源親義の子新羅三郎義光三代  
 の孫に信義が誕生した。この信義から武田の姓を名乗  
 った。

この信義に二人の子があつた。長男を信光、次男を  
 光朝と称した。そして長男が武田家を嗣いだ。又二男  
 の光朝は今後登場して来るところの秋山家の祖となつ

※ 此の時の戦の結果、武田家の野將の大部分が戦死  
 し武田家の衰えを見て来た。武田二十四將の面  
 々も敬々となつたか戦死したか

天正十年二月、勝頼は織田方に属した永曾福島の城主  
 永曾義将を討つたため一万五千の兵を叩きいて諏訪へ  
 出陣した。織田信長はこれを助けるために徳川家康や

北条氏政に命を出し、西表相対する事となつた。而し、信むらくは勝頼は、の歳で敗亡し、天目山の藤田野まで来たが近臣の小山田信茂に裏切られ甲斐廿八代で亡んでしまつた。

廿四将の一入 宿者守信任 秋山家 (系譜参照)

廿四将の一入 後山宿者守信任については(八島義正氏著)の越谷秘録の中に

信州岩村の城主三万石となつており主家の再興を限り松がに勝頼の一子、幼弟千徳丸を獲して武州と左工門村へ落ち延びてきていると記載されているが、

武州と左工門村とは、秋山要氏宅の序家であつて、(現在秋山要氏宅の東側に筆敷めとだけ残つている)

この人の言によると岩槻城主を獲つて来たのであると。その後、宿者守は及縁放は互首根に移つて時の至る

至まつた天運至らず一子千徳丸も早逝し主家西表の願も望しく消え、千徳丸の墓石も翌晩に残すのみ。

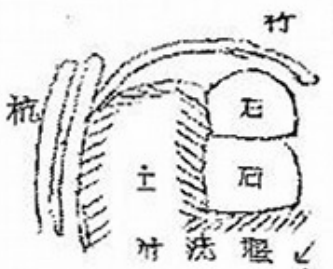
その世の家臣等も同様にして日を期すべく悪い思いの地方へ落ちのびた争などはえられていた。

又如何に奇蹟画とは言え徳川家康が、秘かに敵であつた者をかくまつたと言ふこと成る。日本の丁度より従つて秋山家が世に承つて以来四百余年、この地の草分けとして今日もその裔が活躍している。

三十三次 溜井と竹洗堰

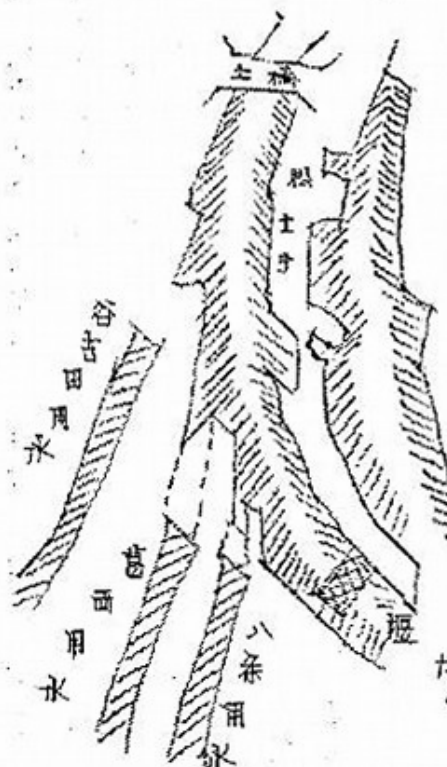
埼玉県東武地区の社会科臨地研究会

元荒川は寛永六年荒川源流に依り荒川の状態となつたが、沿岸の野水を入れて排水の用をなすと共に越谷に於て西田用水(万治二年)を合せて谷古田、八條、西田の用水を分派するようになった。これら用水を貯めるため荒川橋梁水門の儘か上に竹洗堰を設けたのである。竹洗堰は延宝六年公所より築立られ八条流江、越谷、新方、岩月、谷古田、西田西とヶ嶺の流る河であつて、渠道がカーブするあたり、尾首根溜井と呼ばれた。堰は長さ一米、厚さ五〇センチの石を二重重ねその上に、



竹を編み重ねたものであつた。このため元荒川を利用する井は、此処にて荷戻みや積みかえをやる必要から、安永元年河津場を設けた。

尾首根溜井





# 金石集に見る互曾根

番号は金石集の配列番号に同じ

## 四二 互曾根溜井防水記の碑銘

所在地 互曾根郷境

高さ 二八〇cm 幅 一三〇cm 厚さ 七cm

表面

(一) 互曾根溜井防水記 (一) 從三位數三手前島密條

大凡農之所慮者二曰草懸曰洪水而如草懸則或可尋  
 避之至夫洪水没田源草則不能奈之何也抑我郷之為  
 地也水脈縱橫大宜灌溉以故雖鮮旱懸之虞至所謂災  
 水之害爾未嘗能免也明治二十三年八月風雨會起盛  
 日不止關東諸川皆漲而和派川特甚此月二十三日校  
 風風水激下中條堤防遂為其所潰決於是夏瀉鵬壘三  
 汎溢于甚西風雨入諸西者皆溢于松伏溜井入見沼高  
 恩溢田荒川二十五日秋爽二流相合大溢于此地凝動  
 將決而此堤防通四水門而流下流蒲村水利之咽喉故  
 一掃其危報也藉村鳴鐘警之人人執鐵鉤奮欲防之有  
 上流之對岸文林之堤防濶決水勢奔放蕩々毀家洗浩  
 村樹斃更之聲與警鐘之聲相和而其慘狀實入帶銀  
 鬚毛髮矣二十八日風雨復起加以留田水壘累加江瀨  
 怒濤增峻湖洋颯提擣岸敗而水壘益加高故堤上水尺  
 幾乃被水潦河臣十三命餘而護其溢溢若唾育土厥而  
 已短遂新盡瘞皆失色其危幾之而莫不卷一髮也我求

履於京東河不輪崎雨夜設營火百方防禦事僅得立方  
 是時下流古利源川之對岸亦亦之地堤防亦潰決水勢  
 少弱曾或備後後風雨漸收水壘漸減以九月十日始復  
 平濤漸為稍穩爾矣此洪水也放和根川溢流實浸我郷  
 至深之一半然而此地獨免危殆蓋我郷之幸也觀此防  
 水之計固難曰偶然而非入又蓋不交乘狂乘不林種  
 以百方防禦誠能得如此乎哉嗚呼報入之於防水可謂  
 勉矣刻諸石以告後人

明治二十六年歲次癸卯一月

首領者 青木京次編

裏面

田嶋志 大相模村 鈴木仁太郎以下大庄

黄波看 十四名を刻む。

## 五二 和原野原の景景碑記

所在地 互曾根取置院境内

高さ 一七〇cm 幅 一八cm

表面 踏大酒却野波

右面 明治三十一年十一月二十日

裏面

新學ノ校如武陽南島長島ノ郷海原氏ノ産資性温厚  
 徳業如ニシテ智勇ニ富リ事教ノ學ヲ究ム 明治元年  
 當時ニ置ニ衆新試草未習既及与野田山東院ヲ兼取シ

癩ヲ興ス 又松伏領替和寺ヲ兼取ス東務ハ正副  
管理ヲ勤メ宿曜ヲ早ム 茲ニ替長統下ヨリ寺門  
興隆及執務上ノ功績ニヨリ二回受賞ス 嗣亦勉  
ク振興ノ子弟ヲ撫育奨励シ衆ノ救護ニ與ルモノ  
又沙カラズ 可惜春秋六十四才ニシテ願望三十一  
大正十一月二十日薨氏山ニ唱寂ス

一四 宜秋雲児自休居士墓上碑銘

所在地 毛曾根東邊傍墓地

大正六 高 二六七CM 幅 一四七CM

厚六 四四CM

宜秋雲児自休居士墓

言請重親小字幸太郎姓中村氏武藏崎玉郡毛曾根村  
人父壽重親救彦在衛門田會田氏重親家世望族生子  
九人長子某早夭次子六人亦皆相繼歿君乃第八子也  
季女名淑與嫁於同郡川崎村佐藤平次尚種孫君幼而  
聰慧穎悟若成人事親至孝朝夕定省克盡其敬延享  
三年丙寅君年十九喪父哀毀盡禮已繼父娶亦救彦在  
衛門曾孫村中相繼殞歿一切諸務行已勤儉操入寬裕  
村中庶務畢理 上所補備米運其尤精細者後之御座  
細細和八斗辛卯冬十一月御勘定奉行戸谷備後守命  
君尊實加鹿細供之于 官安永五年丙申冬十一月起  
谷叔失火延燒村中數十家遭災者皆分研總稻倉重失  
捐君乃出屋村給之衆始得安其望焉天理三年癸卯秋

信落決而山燒呼沙致百世野無青草君乃宛腹田私粟  
五十石賑村民不能自給者明年甲辰因正月官符君在  
鄉復者費其上追御食供給不失期以得贏餘而無儲備  
之虞焉由是免世孫子孫歿世氏并一世佩大山刀焉時  
連年水旱饑饉君稟民賑於舍君復免難粟而恤之  
十日衆相蘇息故君振窮賑年而午水旱雨不止則東決  
水深沒入家流屍蔽流而下君乃出疲衆何從救之救  
吾入初口官命君割金放口上備具日水旱疾疫不棄之  
災焉至是乞金放官買糧而餉之自今年冬十一日晦日  
至明年丁未是四月所存活者百餘人皆待水復之成  
土深瀝羸死無餘之患而享安堵之樂者不可勝數也其  
失亦崇君命之穀種而田納納八年甲申官命請中區備  
願會民有餘產者各廣之於倉以充凶年之濟之用焉官  
又命君給與其爭君亦不吝私腹悉致之備願倉君快助自  
率食不重味又不兼承然中外親族朋友故旧有貧而不  
能自食者乃例粟備之村中窮民皆免餓乳者及學生銀  
百者乃編鉄被及液以收養之寬政六年甲寅年六十乃  
百老純解取村中皆連累公上疏乞使君嗣子重種襲父  
取門官乃口允其請八年丙辰君年六十二乃退居龜西  
寺高村自休自休示不欲再入爭之意也於是親建精  
自謙又種菊諸東芳瑞秘花花靈諸書論藝勝之法兼種  
策之函新刺蘭蕙數一莖舍充入嘗序而依之今藤子數  
贈陸府中候御高直其家其家其家其家其家其家其家  
其家其家其家其家其家其家其家其家其家其家其家

月六日 官符召嗣子重權 賜祿五口賜其功世文化  
 四年丁卯冬罹疾而薨十一月廿三日溢然捐館享年八  
 十歲遠近輒踴躍送葬者數百人乃葬於同村德氏山  
 庶隱院先望之次法滋曰宜收靈壙自休居士君暨同族  
 恩同村渡辺丘町直壽女右美細淑實聰慧紡績組織一  
 切女工莫不通曉壽已故幸姑魏容柔順內親中饋外親  
 禮儀皆得其尚且已皆老乃相俱退居寺前村及孫發  
 為尼爾經舉終身不解文政元年戊寅冬十二月廿日  
 疾終於家享年八十五歲祈葬於居士墓側法滋曰與相  
 壙安大城精人生三男三女長女右美細嫁於新屋下  
 新倉村柳下次大夫與則第二女右美細嫁於佐藤屋義  
 男平治郎時康第三女右美細嫁於同和上尾村葛原助  
 右江門秀政第四子名重權小字滿之丞孫泉後私第五  
 子某早夭第六子名滿小字重次郎出繼於江戶淺草橋  
 國衙池田直市兵衛之家君曾稱余爾父祖德業家有餘  
 斯倉有余粟幸無飢寒之憂然不知君情之所以致家勤  
 儉之所以起身焉則望父祖遺業而莫不存費豈可不憂  
 乎故吾親食器用所以自奉者未嘗不出于勤儉也孫其  
 及濟人之得解人之厄世則種德傾筐德所薰者為人  
 校之起讓學而有不勤矣重權乃使死人撰文勒之於石  
 表其墓門時先入丘老寢疾文未告成繼而陽黃重權復  
 命拜卒先業焉於是謹撮家傳擬其行事之宜信者致目  
 稽瑜之罪波繼先人未了之志耳系以銘

銘曰

中村氏世流其芳天鍾美於君續德並彰才足以濟其用  
 猶足以充其量天明之耐水固為族源我瞻庭傷我服承  
 生民賢賢辱產相望君之襟背亮為源清有力惠者衣有  
 滿倚亂看食有稻梁備備用 官為錫 靈光恩汝宗族  
 畢及國鄉享其壽有子孫維昌德氏山永在固其藏

龜田梓溪寺本永書

天保 癸巳冬十一月

顯敬大夫大和守平正胤家額

第六世孫孝子重權建 岩龜年鑑

ぬしや無くまくの石たかしはなの精

葵堂主人

故侍従曰京大夫源頼前公親實自休

翁 肖像而賜之乃謹摹刻於茲

一二 天保八年御賞付金の碑 互曾根 照蓮院

表面 稻垣成翁翁座面の碑石 初観會堂境内

裏面 永代貸地証文之事 本書五頁 12 写真

本文器 金石資料集八二、一八八 参照の事

